

令和7年度豊田市立豊松小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

本校は、豊田市松平地区の山間部に位置し、歴史と伝統があり、豊かな自然に囲まれ、地域に愛され、地域によって支えられている学校である。本年度、児童数は36人で、小規模校の特性を生かし、学校と地域が一体となって、明るく心豊かな児童の育成に努めている。

しかし、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうることである。いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時にいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為もある。だからこそ、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」という共通認識のもと、組織的にいじめ防止に対応する具体策を講じ、いじめ防止に取り組まなければならない。

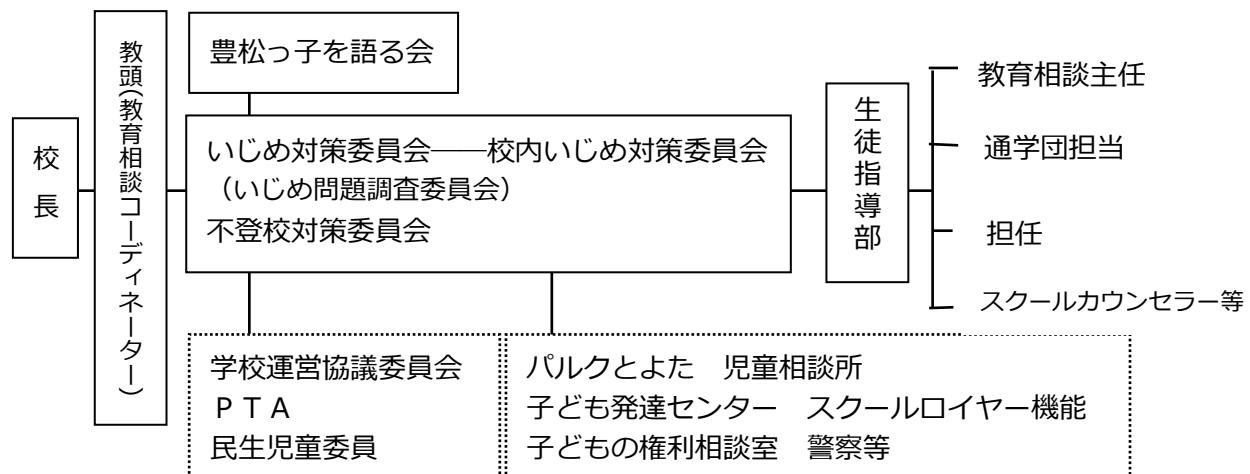
これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。そのためにはまず、いじめを起こさない土壤づくりが肝要である。児童が、友達や教職員と信頼関係で結ばれ、安全安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加したり、活躍できたりする授業づくりや集団づくりを行う。

その上で、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いを認め合い、思いやれるような人間関係を築く。そうした中で、児童が集団の一員としての自覚と自信を身に付け、自己肯定感や自己有用感を実感し、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進していく。

また、地域との連携も、年間を通して計画的に位置付け、地域に開かれた学校、地域に根ざした学校づくりを展開していく。さらに、常に保護者や地域に学校の様子を積極的に情報発信し、信頼される学校づくりを推進する。学校、家庭、地域が三位一体となって豊松小学校の児童の健全な成長を支えていくことが大切であると考える。

2 いじめ防止対策組織

本校では、「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことの内容組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



(1) いじめ防止対策組織の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・学校評価（学校自己評価、保護者アンケート、学校関係者評価）を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・教職員の資質向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画、実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止の取組状況、学校評価結果等を発信する。
- ・民生委員との連絡会や学校運営協議会においても現状を報告し、助言を得る。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において、犯罪行為が疑わしいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡、通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導、支援を継続して行う。
- ・いじめ解消の判断をする。

(2) いじめ対策組織の構成員

ア いじめ対策委員会

- ・校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務、生徒指導主任、教育相談主任で構成する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや保護者代表、地域の代表者等にも参加を要請する。
- ・いじめが起きた場合には、早急に対応策を講じ、指導体制を整え、職員に具体的な対応方法を示したり、保護者、地域、教育委員会、関連機関等との情報交換や連絡調整を行ったりする。

イ 校内いじめ対策委員会・豊松っ子を語る会

- ・全職員で構成する。
- ・情報を全職員で共有する。

(3) いじめ対策組織の開催時期

ア 原則として「いじめ対策委員会」を毎月1回、定期開催する。

イ 「校内いじめ対策委員会」と「豊松っ子を語る会」を隔月で開催し、いじめに関する情報交換と共通理解を図る。

ウ いじめが実際に起きた場合や緊急に対応が必要な場合は、「臨時いじめ対策委員会」を随時開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 子どもの心を育てる

- ・児童の良い行いを称える「ささゆり賞」の作成、授与を通して「今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校」の具現化を図っていく。
- ・児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・一人一人の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・特色ある学校づくりの活動のなかで、豊かな人間性を育んでいく。
- ・全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- ・感染症等に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- ・毎月1日を「いじめ0の日」とし、児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる態度を育成するとともに、いじめ予防への意識の向上を図る。

イ 現状把握と情報収集

- ・教職員が、いじめに関する正しい理解を深め、同一歩調でいじめに対処できるように、定期的に情報交換を行ったり、研修会を開いたりして、教職員の指導力を高める。
- ・さりげない雑談から児童の様子を把握したり、日記や連絡帳などから情報を得たりするなど、常にアンテナを高く、児童の変化を見逃さない教師をめざす。

(2) 早期発見の取組

ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

イ 定期的にアンケート調査を実施する。年3回の教育相談（6月・9月・11月）の前に全児童に対していじめアンケートを行い、教職員は、そのアンケート結果をもとに相談を行う。特に、9月の相談は、全校相談会とし、担任以外のすべての教員が相談に当たり、児童が教員に気軽に相談できる機会とする。

ウ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。

エ 「教員チェックシート」を今年度も6月・11月・2月の3回、全員（校長を含む3役も）が行い、日常的に児童の状況を把握する。また、年に2回行う「hyper-QU」の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

カ 教職員間で情報を共有する「豊松っ子を語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し保護者が早期発見できるようにする。

ク 保護者向けのいじめに関するアンケートを年に2回（7月と12月）に実施、家庭での児童の変化に気付くことができるよう、保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、生徒指導担当、教育相談主任に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告し、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確に把握できるようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理、保存する。
- オ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ 対応が困難な場合等は、パルクとよたに対応の相談をし、適切な助言を受ける。
- ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解消の目安〉

- ◇いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ◇いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ◇周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ・状況に応じて、教育委員会が設置する「附属機関」や専門家との連携を図って進める。
 - ・調査結果については、被害児童、保護者に対して、適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」「【チェックリスト①】いじ

め重大事態に対する平時からの備え」を年2回（5月・9月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）に実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

- (3) 上記の取組を民生委員との連絡会（2月）、学校運営協議会（2月）において報告し、学校外部の方からも助言を得る。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、5月にホームページ等を通して、広く保護者に周知していく。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

＜参考資料 取組の年間計画＞

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○豊松っ子を語る会の開催（隔月） ○個別支援計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、保護者へ相談室やSC、SSWの活用を周知 ○学級開き ○保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、保護者へ「いじめ相談窓口」について周知 ○身体測定 ○SCによる個別相談（前期） 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観、担任挨拶 ○個別懇談会 ○学P後交連絡会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○学校美化活動
5月	C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	<ul style="list-style-type: none"> ○校内いじめ対策委員会（隔月） ○教職員「点検と見直しのためのチェックシート」の実施、検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会（地域と共催） ○運動会縦割り種目 	<ul style="list-style-type: none"> ○SCによる個別相談（前期） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載 ○運動会（地域種目） ○学校運営協議会
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○教職員「教職員チェックシート」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタルシティズンシップ教育の推進① ○学校保健委員会 ○hyper-QUの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「心のアンケート」実施 ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観 ○民生児童委員連絡会
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修①（いじめ対応） ○hyper-QU ブロック別研修 		<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート「4月から7月までの学校生活を振り返って」 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会 ○保護者チェックシート配布
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 ○現職研修②（hyper-QUについて） 			
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○長期休業後の児童について情報交換 ○教職員「点検と見直しのためのチェックシート」の実施、検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタルシティズンシップ教育の推進② 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 ○「心のアンケート」実施 ○全校教育相談 ○SCによる個別相談（後期） 	<ul style="list-style-type: none"> ○オープンスクール
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○「六所の集い」（地域探訪学習・縦割り活動・保護者参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ○SCによる個別相談（後期） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校読み聞かせ
11月		<ul style="list-style-type: none"> ○教職員「教職員チェックシート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学芸会 ○人権移動教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○「心のアンケート」 ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への学校評価アンケート
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修②（いじめケーススタディ） ○J-T研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（いじめ防止標語・習字作品・権利プログラム） 	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート「9月から12月までの学校生活を振り返って」 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会 ○保護者チェックシート配布
1月		<ul style="list-style-type: none"> ○冬休み後の児童について情報交換 ○学校自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健指導（命の大切さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 	<ul style="list-style-type: none"> ○書き初め展
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の結果を検証 ○教職員「教職員チェックシート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○SCによる個別相談（6年・希望者） ○アンケート「1年間の学校生活を振り返って」 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ○民生児童委員連絡会 ○学校自己評価の結果を検証
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○「基本方針」の見直しと次年度への改善点の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート「1年間の学校生活を振り返って」 ○卒業生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査 	
通年		<ul style="list-style-type: none"> ○校内のいじめに関する情報の共有 ○対応策の検討 ○いじめ対策委員会（月1回） ○伝達講習を定期的に開催（OJT） 	<ul style="list-style-type: none"> ○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○さわやかタイム（異学年交流） ○いじめ0の日（月1回） ○挨拶運動（毎日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○SCによる相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝の交通安全立哨指導（年4週） ○下校指導（年4回）

